別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表　略］

［注１～49　略］

50　簡易無線局（第54条第２号から第２号の３までに規定する技術基準に適合するもの（以下「デジタル簡易無線局」という。）に限る。）の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次の表のとおりとする。

［表　略］

［51～57　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～四　略］ 四の二　一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局（一四二MHzを超え一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局をいう。）に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五ワット以下のもの（第四号の五から第四号の六の三までに掲げるものを除く。） ［四の三～四の六　略］ 四の六の二　設備規則第五十四条第二号の二においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。） 四の六の三　設備規則第五十四条第二号の二においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局（第五十四条第二号チに規定するキャリアセンスを備え付けているものに限る。）に使用するための無線設備 四の六の四　設備規則第五十四条第二号の三においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局に使用するための無線設備 ［四の七～八十　略］ ［2　略］ **別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。 ［(1)・(2)　略］	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ［一～四　同上］ 四の二　一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局（一四二MHzを超え一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局をいう。）に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五ワット以下のもの（第四号の五及び第四号の六に掲げるものを除く。） ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［四の七～八十　同上］ ［2　同上］ **別表第一号**　［同上］ 一　［同上］ ［(1)・(2)　同上］